

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2021

12

Vol. 55

1 ゆんたくひんたく

2 令和3年の育児・介護休業法等の改正②

4 退職金の課税の仕組みが改正

3 電子帳簿保存法 令和4年1月から大幅改正

5 令和3年版 過労死等防止対策白書の公表

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

ゆんたくひんたく

白い息に冬の訪れが感じられる季節となりました。早いもので本号が今年最後の事務所通信となります。

さて、4歳の息子はたくさん遊んでくれる義父が大好きです。今回は実家の目の前の海でカニを捕まえて遊ぶ約束をとっても楽しみにしていました。

当日、義父と合流して海に行くとちょうど干潮で、石少浜に穴がたくさん空いていました。その穴からカニが出てきて、近付くと隠れるのですね。小さいですが、意外に逃げ足が速くて驚きました。

意気込んでいた息子ですが、近くで見るとカニが怖くて固まっていると、義父がさっと手で捕まえて見せてくれました。よく観察すると、左右の爪の大きさや体の色に個体差があり興味深かったです。

捕まえたカニたちは、海に帰すと急いで穴の中に隠れてしまいました。少しでも生き物との触れ合い方を学ぶいい機会になったのではないかと思います。そして何より、ますます義父と息子の仲が深まった楽しい一日になりました。

最後になりましたが、皆さまには今年も大変お世話になり、ありがとうございます。来年も皆さまのお役に立てるよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(藤井)

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されることになっています。今回は、令和4年4月から施行される「雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化」のポイントを紹介します。

.....雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化のポイント.....

育児・介護休業法に、次のような規定が設けられました。

□育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務化（令和4年4月施行）

育児休業（令和4年10月からは、出生時育児休業を含みます）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 育児休業に関する研修の実施
- ② 育児休業に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業の取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知



※複数の措置を講じることが望ましいとされています。

□妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化（令和4年4月施行）

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業（令和4年10月からは、出生時育児休業を含みます）の制度に関する次の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。なお、取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業に関する制度 ② 育児休業の申し出先 ③ 雇用保険の育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注. ①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

★令和4年4月から、企業に上記のような新たな義務が生じます。社員に対して個別周知をするという義務もありますが、これを履行するためには、企業側が育児休業等の内容を理解しておく必要があります。不安がある場合は、気軽にご相談ください。

電子帳簿保存法が、令和4年1月1日から大幅に改正されます。そもそも「電子帳簿保存法（これに基づく電子帳簿保存制度）」とはなにか？を確認しておきましょう。

.....電子帳簿保存法とは？/そのメリットは？.....

●電子帳簿保存法とは？

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。この法律に基づく制度を、電子帳簿保存制度といいます。

電子帳簿保存法では、電磁的記録による保存を、大きく次ページの3種類に区分しています。（次ページへ続く）

- 区分①**：電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）
例）会計ソフトを使って作成した帳簿をそのままデータで保存
- 区分②**：スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）
例）領収書をスマホで撮影して保存
- 区分③**：電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）
例）取引先とデータで請求書・領収書をやりとりした場合の保存

- 電子帳簿保存制度のメリットは？
電子データで保存することで、下記のようなメリットが生まれます。
- ・「紙のファイリングの手間や保存スペースが不要になる」
 - ・「日付や取引先名で検索できるので、探したい書類がすぐに見つかる」
 - ・「経理もテレワークができる」

さらに、「優良な電子帳簿」を使用すれば、所得税の青色申告特別控除でオトクな制度の適用が受けられ、もし、申告漏れがあった場合でも加算税が軽減されます。

★電子帳簿保存法は、たとえば、上記の区分①、区分②について、税務署長の事前承認制度を廃止するなど、より使いやすい制度に生まれ変わります。詳しい内容については、気軽にお声掛けください。

施行待ちの改正

退職金への課税の仕組みが改正されます／国税庁がQ&Aを公表

「所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）」により、退職所得金額の計算方法が一部改正され、令和4年1月1日から施行されます。今一度、この改正内容を確認しておきましょう。

……………退職金（退職手当等）について、どのような改正が行われたのか？……………

●退職所得金額は、原則として、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされています。なお、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの（特定役員退職手当等）については、「2分の1課税」を適用しないこととされています。

●令和3年度の税制改正により、短期勤続年数（勤続年数が5年以下）に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものは「短期退職手当等」とされ、その退職所得金額については、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分については、「2分の1課税」を適用しないこととされました。具体的には、「退職所得金額」を次のように計算します。

- 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合
→ (短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2
- 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 > 300万円の場合
→ 150万円 + {短期退職手当等の収入金額－(300万円 + 退職所得控除額)}



●国税庁のQ&Aでは、この改正の詳細が明らかにされています。

例) Q：令和3年12月31日以前に退職した使用人に対して、令和4年1月1日以後に退職手当等を支払う場合にも、改正後の法令の適用を受けるのでしょうか。

A：この改正は、令和4年分以後の所得税について適用することとされており、退職手当等については、その「収入すべきことが確定した日（原則、退職手当等の支給の基因となった退職の日）」が令和4年1月1日以後であれば、改正後の法令が適用されることとなります。したがって、お尋ねの場合は、改正前の法令の適用を受けることとなります。

★2分の1課税の仕組みがある退職所得課税が優遇された制度であるため、定年後の再雇用などで「給与を少なめに支給しておいて、退職時に退職金として支払う」といった手法がとられることもあります。

そのようなケースで、退職金の額が多額である場合には、今回の改正により、2分の1課税の恩恵を受けられる範囲が縮小される可能性があります。国税庁のQ&Aの内容など、詳細が気になるときは、気軽にお声掛けください。

トビウオス 「令和3年版 過労死等防止対策白書」などが公表 報道でも話題に

厚生労働省から、令和3年10月下旬に「令和3年版過労死等防止対策白書」、同年11月初旬に「令和3年版自殺対策白書」が公表されました。

業務上の過労死や自殺については、すぐに新聞やニュース番組のネタになってしまいますが、これら白書についても、次のような内容が大きく取り上げられていました。

……………令和3年版の過労死等防止対策白書・自殺対策白書／報道で注目を集めたのは？……………

<令和3年版 過労死等防止対策白書について>

白書のなかで、過労死等をめぐる調査・分析結果が報告されています。

なかでも、労災認定された精神障害事案のうち自殺事案についての分析結果が話題になりました。

●自殺事案を発病から死亡までの日数別にみると、「6日以下」が47.3%であった。

…労災認定された精神障害による自殺の約半数が、精神障害の発病後6日以内に自殺に至っている。

●自殺事案について、労災認定の疾病に関して、医療機関への「受診歴なし」が64.0%であった。特に、「極度の長時間労働」があった事案については、医療機関への「受診歴なし」が76.1%であった。

※平成24年4月から平成30年3月までに労災認定された自殺事案を抽出・分析

<令和3年版 自殺対策白書>

この白書は、業務上の自殺のみを分析したものではありませんが、業務上の自殺に関する内容に関心が高いようで、次のような内容が大きく取り上げられていました。

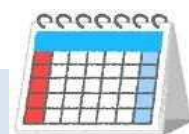
●令和2年の自殺者数は、リーマンショック直後の平成21年以来、11年ぶりの増加となった。特に、働く女性の自殺の増加が目立つ。

●新型コロナによる職場環境の変化が自殺の増加に影響している。

★職場における過重負荷（ストレス）が原因で過労死や自殺が起こってしまうと、ご遺族はもちろんですが企業も、実名で報道されるなどブラック企業というレッテルを貼られることになり大きなダメージを受けます。

とにかく防止対策を講ずることが大切ですが、その際、白書や報道が投げかける問題点は無視できません。傾向を把握したうえで対策を講ずることが重要といえます。

企業におけるメンタルヘルス対策についても、気軽にご相談ください。



お仕事
カレンダー
12月

12/10

● 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2022/1/4

● 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 10月決算法人の確定申告と納税・2022年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 2022年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

KurouDoからのお知らせ

CHECK

当事務所は、以下の期間、年末年始休暇とさせていただきます。

期間：12月29日（水）～1月4日（火）

なお、1月5日（水）から営業させていただきます。

休暇中に頂戴したメール等につきましては、1月5日より順次ご対応させていただきます。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願い致します。